

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成28年10月7日

茨城県人事委員会委員長 江橋 湖三郎

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

職員と民間の給与を比較したところ、月例給については、民間の給与が職員の給与を891円（0.23%）上回ったことから、給料表等の引上げ改定を行うこととしました。

また、特別給（ボーナス）についても、民間の支給月数が職員を上回ったことから引上げを行い、年間4.30月分としました。

昨年、一昨年に引き続いての給与の引上げとなりますが、3年連続の引上げは、25年ぶりのことでもあります。

このほか、本年の勧告では、有為な人材の確保や世代間の給与配分の見直しの観点などから、初任給の改正、55歳を超える職員の昇給制度や扶養手当などの見直しを実施することとしました。

公務運営関係については、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境等の整備、雇用と年金の接続、公務員倫理の徹底に関する課題について報告しました。

職員にあっては、県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民サービスの一層の向上に努め、高い倫理観と強い使命感を持って職務に専念されることを切に望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、多くの職員が各部門で職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。